

〔解説〕

1) 適切。

事業主掛金の算定方法は、「①定額」「②給与に一定の率を乗じる方法」「①と②の併用」から選択することができます（簡易企業型年金は定額のみ）。このうち、「定額」の場合には、基本的に企業型年金加入者全員が同額の事業主掛金とする必要があります。

2) 適切。

事業主掛金、企業型年金加入者掛金ともに、年1回以上、定期的に掛金を拠出しますが、前納や追納はできません。

3) 不適切。

実施事業所に使用された期間には、育児休業、介護休業等の休職期間も含まれます。

4) 適切。

企業の懲戒規定とは別の制度であるため、使用された期間が3年以上の場合には、事業主返還の対象とすることはできません。